

(第一類 第十六号)

第二回國會 衆議院 財政及び金融委員會會議錄第十六号

昭和二十三年四月二日(金曜日)
午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右、エ門君

理事 塚田十一郎君 理事 梅林 時雄君

赤松 勇君 川合 彰武君

佐藤次郎君 田中織之進君

松尾 トシ君 大上 司君

栗田 英男君 後藤 悦治君

中曾根康弘君 細川八十八君

松田 正一君 青木 孝義君

泉山 三六君 島村 一郎君

鈴木 正文君 吉米地英俊君

淺利 三朗君 井出 太郎君

内藤 友明君 石原 登君

堀江 實藏君

出席國務大臣 北村徳太郎君

出席政府委員 大藏事務官 平田敏一郎君

大藏事務官 愛知 揆一君

大藏事務官 阪田純 雄君

大藏事務官 日下部 滋君

委員外の出席者 大藏事務官 岡村 綾君

専門調査員 氏家 武君

本日の會議に付した事件

証券取引法を改正する法律案(内閣提出)(第一八号)

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二二号)

政府が発行する福引券の当せん金に對する所得税の特例に關する

法律案(内閣提出)(第三〇号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求むるの件(内閣提出)(承認第二二号)

○早稻田委員長 會議を開きます。

去る三月三十一日附で本委員會に付託されました政府が発行する福引券の当せん金に對する所得税の特例に關する法律案及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求むるの件を一括議題といたします。まず政府の説明を求めます。

政府が発行する福引券の当せん金に對する所得税の特例に關する法律案

政府が、昭和二十三年四月一日から、同年五月十五日までの間において、製造煙草の購入者に対して發行する福引券の当せん金については、所得税を課さない。

附(則)

この法律は、公布の日から、これを施行する。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求むるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求むるの件

大田原税務署を分割して、新たに氏家税務署を設ける必要が生じたので、税務署官制による右税務署の設

置について、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

○日下部政府委員 ただいま議題になりました政府が発行する福引券の当せん金に對する所得税の特例に關する法律案につきまして提案理由を御説明いたします。

事實局で販賣いたしております新生につきましては、値段の關係もありまして、賣れ行き状況はなほだ思ひしなく、このままで放置しておきましては、所期の專賣益金に對する巨額の不足が予想されましたので、何とかして新生の賣れ行き促進をはかる必要が生じたのであります。そこで政府におきましては二月以降の新生購入者に対して福引券を發行し、抽籤によつてその當籤者には、特等百万円を初め、相當の賞金を出すことにいたし、

過般昭和二十二年特別會計予算補正(特第九号)をもつて、國庫債務の負担行爲として國會の議決を得たわけでありまして、これによりまして賣れ行き状況もやや良好となりました。しかしながらこの當籤金について、もし所得税が課税されることに相なりするならば、相等部分で税金として納付するの事になりますので、賞金の魅力は著しく減殺されるのであります。従いまし

て現在実施されております全くと同様に、この新生についての福引券の當籤金に對しましても所得税を課さないことといたしたのでございます。

何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○平田政府委員 ただいま議題になりました氏家税務署の新設について、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、承認を求むるの件につきま

して、その提案の理由を御説明申し上げます。

東京財務局管下栃木縣大田原税務署は、現在那須郡及び塩谷郡の二郡三十八箇町村中、三十五町村を管轄してゐるのでございますが、その管轄区域は、実に二千九百二十七平方キロに達し、本邦屈指の廣汎な区域を擁するばかりでなく、管内の課税物件もまた少くないのでございまして、本年度の租税收入の見込額は三億七千四百余万円に上る状況であります。しかるに昨年より新たに採用されました所得税の納税申告制度の実施状況に顧みますに、か

くのごとく廣汎な管轄区域を擁しますことは、課税の適正をはかる上におきましても、また納税者の立場から申しましても、きわめて不便でございまして、この際これを分轄いたしまして、新たに氏家税務署を設置することが必要と認められますので、本案を提出いたしました次第でございまして、何とぞ御審議の上速やかに御承認あらんことを希望いたします次第でござい

ます。

○早稻田委員長 右二案について質疑をいたします。

て、それによつてわれ／＼が承知しておるところでは、氏家のほかに矢板にこれを置かんとするもの、鳥山に置かんとするものと、さらにまた矢板及び鳥山に置きたいという希望の者と、いろいろあるようでございまして。それぞ

れの人が來て説明するところを聞いてみますと、どれもこれもみな一應の理由があるように思ひますので、これはかういふように現地において意見が非常にわかれてゐる問題は、問題は非常に小さいのであります。國會でそれをどちらにきめるという場合には、政府が御決定になつたところの理由の説明を伺うと同時に、審議の慎重を期する意味において、それ／＼その土地の考え方を代表する者をお呼び、こ

で証人としていろいろの点をお尋ねしてみたいというふうに考へるのであります。その点について委員長の御判断をお願いいたします。

○早稻田委員長 ただいまの採用委員の御説は、至極こもつとも存じます。しかし政府においてそれ／＼の方々を呼んで相當に懇談を進められた結果、この提案になつたように聞いておりますので、できればこのまま政府を信頼して御承認願うような取扱ひにしたい方がいんじやないかと思ひます。が、いかがでございませうか。

○塚田委員 委員長のおつしやるところは確かに御道理なのであります。しかしわれ／＼が聞いておりますのは、政府がそういうような判断をされるその過程において、相當のいろ／＼な

ことといたしたいのでございます。

私どもの立場としては、あとは党に帰つて他の同僚諸君、幹部諸君に相談した上で決定したいと思います。

○早稲田委員長　ほかに御質疑はございませんか。

○内藤委員　当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律、このことについて二、三お尋ねしたいと思ひます。ただいまの政府委員の御説明によりますと、新生という今賣り出しておるタバコ、これを賣り切つてしまつて

たのでありますが、今賣り出されてお
る新生の益金は一体いくらになるので
ありますか、それをまずお尋ねいたし
ます。

○日下部政府委員 全部賣れますれば
百六十四億円。

○内藤委員 それではこれは大分前か
ら賣られておるのでありますが、現在
いくら残っておりますか。

○日下部政府委員 十一月から賣り出
したのでありますが、十一月から一月

までに六億四千三百万本賣れました。これは福引券がついておらない期間であります。二月から福引券をつけたが、二月に四億六千万本、前回に三月五日現在で約七億と申しましたが二月で申しますと四億六千万本、三月の二十日現在で五億というのは三月分でございます。三月二十日までに福引券をつけてましてから、賣れました分が五億六千万本、従つて一月までの福引券をつけない三箇月間の合計が六億四千三百万本、福引券をつけた一箇月半あまりが九億六千万本賣れております。一月と二月とを比較すると一月には二億しか賣れておりません。これが福引券をつけた二月になつて四億

三月になつてはまたさらに、日々の割合を見てまいりますと、二倍近く賣れているというような実情でございます、発売以來三月二十日までには十六億三百万本賣れておりますから、四十二億賣る予定でありましたので、まだ三月二十日現在におきまして二十六億残つている。このうちこの二十日から三月末までの十一日間、当籤期に近づくに従つて買う欲望がつのつてまいりますので、この期間は三月も二月までより相当賣れ進んでいるのではないかと考えておりますが、その計数はまだわかりません。

○内藤委員 賣れ残りがはつきりわか
りませんで、残念ですが、しかたがな
ないと思います。当歳金に附加する
所得税の金額はいくらくらいのお見
込みでありますか。

○日下部政府委員　当鐵金は、全部賣
れまして場合に、御協賛を経ました通
り五億二千五百万円でございますが、
これに対する所得税は、当鐵金に當つ
た人が全部無所得者という場合は二千
百六十万円程度になります。このうち
所得者がございますとまた變るかもし
れません。

○内藤委員　それでは主税局長にお尋ねしたいと思うのですが、刊どもはこういう所得にこそ所得税をかけるべきもので、ほんとうに眞面目に勤めている者の所得税は、なるべく軽減しなければならぬ。またこういう方向へもつていくべきが正しい政治ではないかと思いますが、主税局長の御意見を伺いたいのであります。

○平田政府委員　ただいまの御意見は、まことに御有力な意見じやなかるう。

たぐの一時的所得と申しますか、こういう所得につきましては、從來においいては本來の所得税の課税の対象にすべきでないというので、所得税法は明治税の中ごろから設けられておるのですが、それ以來ずっと最近まで実は課税してまいらなかつたのであります。ところで今御意見のような点は非常にこともつともな点がございますので、昨年の税法を改正していただきまして、一時の所得といえども、いやしくもその人が収入があるならば、全部所得税は課税するのが妥當だということで、昨年から改正になりました、本年からこう

いう種類の所得にも、所得税法におきましては建前としては課税になるといふことの改正になつたのでございませう。ただ本件につきまして、しからばどういふ態度をもつて臨むかということ

とにつきましては、若干また考えな
がなければならぬと思つのでござい
して、本件はたたいま專賣局からも
明になりましたように、まつたくタ
コの賣れ行きが悪いのを促進いたし
して、歳入を確保するといふことの
ために、こういう制度を設けてやろう
といふ趣旨でございますので、今まで

さいますと当然非課税になつたのが本年からたゞく課税になつた。こ
う際でございしますので、私どもと
たしまして、宝くじの当籤金と同
ように、本件に対しましては所得税
課税しない方が、より大きい効果を
するのでなからうかということをし
て、賛成いたしておるような
第であります。

○内藤委員 主税局長が考える点と
されましたが、どういふところをお

長は今農村が非常に問題にいたしてお
ります。早場米の出荷奨励金並びに供
米の完遂報奨金、こういうものに対し
ての所得税を免除してもらいたいとい
う、非常に熱烈なる希望があるのであ
りまして、むしろ私はこの所得税免除
の強い希望を、この除外例を設ける法
律によりまして、いよく促進するこ
とになり、その声を大きくならしめる
ことと思うのでありますが、政府はこ
の早場米出荷奨励金並びに供米の完
遂報奨金、これは毎年続くものでない
のであります。そのとき々の食糧事情
により、困難な場合など、

が非常に困難な場合には、このように行政的処置をとられるのであります。が、こういうことに對してこそ、こういう特例の法律を出しなざるのが公平であつて、タバコを買つてのんで、

それに當面金をやつて、それでは和
金を免除するということになつてきま
すと、いよくまじめな農家が非常に
政治に対して疑いをもつことになり、
それが供米に非常に悪影響を與へ、そ
れが日本の食糧事情を非常に困難な事
態に陥れるということについては、ど
ういうお考えをおもちでありますか。

か。これは決してしようたんなことではないのでありまして、この國の政治をまじめに動かしていくものから考えますと、眞剣に考えて行かなければならぬと思うのであります。少しでももめたからあえてこういふようなことをするといふような安易な考え方は、この國の建直し方については、非常にならぬのではないかと思ふ。

のでありますが、政府は前に申した金の農家が非常に問題にしております。

これをお伺いしたいのであります。これは決して毎年続くものではないのであります、非常に食糧事情の悪くなつたときに、こういう非常手段をとられるのであります、これは昨年一時限りのものであります。政府の氣持をお伺いしたのであります。

○平田政府委員、供米に関連しました奨励金につきまして、課税を免除するのが妥当だという御意見があります。ことに對しましては、私どもも度々そのことを拜承いたしておるのでございます。

すかこゝにいゝ種梨の歩厘金にきよ
しては、從來とも所得税法に基きまし
て課税するという建前に相なつてきて
おります。本年だけではなくて、そ
ざいます。本年だけではなくて、そ

税に相成つておりまするし、こういふ種類の所得につきましては、所得税法の建前として、原則としてもちろん当然普通一般の原則で課税になるべき筈合いのものでなからうかと考えておきます次第でございます。ただ問題は非常に

伊米が大事である。奨励金を上げて、税金は私どもも十分わかつております。従いましてこれに対して特に免稅までとなければ、その目的を達成し得ないか、どうかということが、いま一つの問題として判断の対象になると思うのでございますが、ただこのことにつきましては、私ども現在の段階といたしましては、奨励金をやりまして、さらにそ

れに対して所得税までも免税しなければ、奨励金としての目的を十分に達

になりまして、さらに一層の効果を
生ずるという事情はわかりますが、し
かしながらそれをしなければ、奨励金
の目的が達し得ないということでも
行き得ないのじやなからうかというふ
うに、今の段階におきましては考へて
おる次第でございます。ただ名の他たな
とえば石炭の生産奨励金等につきまし
ても同種な問題がございますが、ど
にかくやはり働いて一定の収入その他
ある場合におきまして、そういう種類
のものにおきましては、原則として收
入が多ければ多いに應じて、やはり納
税も多くしていただくというのが、根

在の財政狀況のもとにおきましては、やむを得ない一つの行き方じやなかるるかというふうに考えておる次第でございます。従いまして立法問題といいたういふ問題になつないといふことと

は申し上げかねると思いますが、それでは申し上げたいと思つて、今までの所得税法の取扱ひ方、それから現在の段階における考え方、これをたしましては、そういうような考え方をいたしておる次第でございます。

○内藤委員 これは政府委員と考へるのであるが、一應申し上げたいと思つて、

あります。早場米の出荷奨励金は、買
なる所得ではないのでありまして、期
日を抑えられてその前に出すという
とにつきましては、農家は非常に無理
をするのであります。その無理に対す
る、いわゆる生産費を償うに足る一
の考え方金でありますので、ただ通
道の所得と考えてはいかぬと私は思

のてあります。早稲米を十月一に
出すということになりますと、農家は

晝夜なしに働いて非常に苦勞して出
す。その苦勞して出します生産費を
これで償うというのでありまして、そ
ういふ点が多分に含まれておるとい
うことを、一應申し上げておきたいと思
うのであります。ただ今までの所得税
の考え方から、今申しました奨励金の
ようなものは、当然これは所得にかか
る。今までの考え方になつておつた福
引で當る當金のようなのはそうじ
やなかつたというお話であつたのであ
ります。が、ほんとうに國のいろいろな
將來のことを考えまして、思い正して
いくということが正しい考え方なので
ありまして、おそろく私はこの法律が
出ますと、農家はこの奨励金の問題
につきましてまたやがて言つてく
ると思つてあります。それがやがて
供米に大きな影響を與えると考えま
すので、これだけの意見を申し上げて、
これは意見の違つておるところであ
りますから、政府からこれを御答弁願
ひます。最後は食い違ひの仕方が
ありませんが、これだけをお願い申し
上げておきたいと思つてあります。

○平田政府委員 ちよつと補足して申
し上げておきます。今御指摘の通り早
場米地帯におきましては相當無理をす
るのであります。比較的作物等も收
穫が少いといつたような事情につきま
しては、奨励金を含めまして、結局全
体の所得をいかに適正に調査し、賦課
するかというところに問題があるかと
考へる次第でございます。そういう点
につきましては、早場米地帯につきま
しては、早場米地帯に應ずるような所
得の調査決定をいたしまして、その面
から実情に即するようになすべきこ
とにつきましては、私も全然同意

見でありますことを重ねてつけ加えま
して申し上げておきたいと思つ次第で
あります。

○佐藤(觀)委員 先ほど内閣委員の言
われたと同じような意見を私もやはり
主張したいと思つて、農村へまいり
ますと、奨励金を出しておいて、また
税金をかけるというところは非常にけし
からぬじやないかという意向が非常に
農民は強い。ましてくじなんかに當つ
た者は税金を拂わないで、まじめにや
る農村は供出まで税金を拂うというこ
とは、片手落ちだと思つてあります。
す。こういうことに一般國民が疑惑を
もつておることだけを十分御留意願
ひたいと思つてあります。いま一つは
氏家の税務署のことです。地元
の方がいろいろ話をして、非常に区域
の廣いところで、地形的には氏家が非
常にいいところを私たちがの方に陳
情してきておられます。それからもう一
つ鳥山に分所を設ける意思はないかと
いうことを問合せてきたのであります
が、主税局長はどういうような意見を
もつておられますか、お伺ひいたした
と思つてあります。

○平田政府委員 鳥山に出張所みたい
なものを設けてやつてもいいとい
う意向が地元にありますことは、私も
も承知しております。ただ現在のところ
税務署については、全國的に出張所
の制度を設けないという方針にいたし
ておりまして、意見としてはごもつと
もなところがあるのをごさいます。が、
ひとりこの地方についてそういう考
え方をいたすのが、どうも無理じやな
らうか。現在の大田原に行く場合に比
べまして、氏家になると鳥山地帯とし
ては現在よりもよほど便利になるよう

に私も聞いております。図面等に
おいて交通の關係を見ましても、その
点は從來よりもよほど改善されるのじ
やなからうかと考へておりますので、
國費多端の際でもありまして、しばら
く鳥山においても御辛抱を願ひまし
て、現在のところ氏家で用をすまして
いただくようにするほか、なからうと
考へておる次第でございます。

○松田委員 ちよつと記録をとつてみ
たいので政府に御注意を申し上げてお
きたい点があります。これは福引券に
對する所得税を免除するとタバコがよ
けいに賣れるという目的で提案され
た。そうすると、提案のときの説明に、
内藤君が質問したように、当然政府か
ら提案の理由として入れておかなけれ
ばならない。いかにもこの理由が不親
切にできています。所得税を課せないと
が必要であるならば、一体新生がど
れだけで、いつからどれだけ賣つ
て、今だけ残つておつて、これを
賣つてこれだけの専賣益を得なければ
ならぬのだ。これを賣るには所得税
に對して免税を行えば賣れ行きがいい
から、これを免税する必要があるのだ。
こういうことの説明をつけておか
なければならぬ。政府の提案の説明
においてはなほだ不親切なところがあ
つて、内藤君の説明を聞いたようなこ
とは当然適さるくらい當然質問であ
る。元來戦時中において政府が法律案
を提出する場合に、ほとんど議會の権
限を無視して、説明というものはきわめ
て簡單であつた。今は終戦されて、敗
戦日本となつた今日、なお従前の通り
の理由を付して提案されることは、委
員会に對する説明の仕方が不親切であ
る。この専賣益を得るについても専

賣局の苦勞はお察しする。新生のごと
きものでも、もとは二十四で賣るつも
りであつた。それが予算がふえてくる
から四十に上げた。あれは二十四のも
のだ。それを今四十で賣つておるの
だから賣れぬことはきまつてゐる。そ
れを捌くのにこういうふうな魅力をも
たせればよい賣れるからこれをやる
のである。そういう説明を提案するの
が當然である。これは別の会で話をし
ようと思つたのであります。今内藤
君の當然適さるくらい質問があつた
。それに對する答弁があつたがため
に、將來こういう提案をされるときに
は、何がゆゑに必要であるか、その経
緯を十分に提案の理由に織りこまれん
ことを御注意申し上げます。

○苦菜地(英)委員 これに関連してで
あります。私は現在の他のこういう
ような免税の取扱ひとの均衡におい
ては、今さらこれをやめるといふこと
は、いかかかと考へて、政府の提案をの
よりしかたがないのではなからうかと
いう個人的意見をもちておられます。
しかし、初めに専賣益を見積つて歳
入を組む場合に、大蔵大臣が説明して
いるように、これは商品じやないの
だ、財政収入を得るのであるから、と
いうような見地に立つて、まづたか
経済界の動き、経済人の心理を無視した、
無理なことをやつて、それで健全財政
ができることを考へたところ、私
はこう考へるのであります。元來こう
いうくじの當籤に對してやる射幸心と
いうものは感心いたさないものであり
ますけれども、そういう射幸心を釣つ
て、大藏省の財政を組むときの失敗を
糊塗して、この考へ方が私は根

本的によろしくないと思つて。言いかえ
れば、表面を糊塗するために一つの計
画を立て、値段をきめ、それが失敗で
あつたがゆゑに射幸心をもつて賣るよ
うな、また間違つたところへはいつて
いかなければならぬというような政策
は、立つべきものではないと私は思
つてあります。こういう点について、
將來私は十分御考慮を願ひたい、こ
ういふ希望を申し上げておくれで
あります。

○早稲田委員長 ほか御質疑はござ
いせんか。

○後藤委員 私は遅刻をいたしました
から、すでに御話が出たかも知れな
いと思つてありますけれども、大体
今行われました質疑者と同意見なので
ありまして、この際特に事務當局に申
し上げておきたいと思つてあります。
す。一体から申しまして、タバコの値
上げはすでに本委員会において私ども
が承認をしたのであるから、今さらこ
れの下評に對してとかく言うことは、
本委員会において決定しておきなが
ら文句をつけておるような形になるの
でありますけれども、その実施の状
態を見ておきますと、そうならざる
を得ないのであります。少くとも計數
的に今日までの状態を明らかにされな
かつたという点については、これは事
務當局の御説明を聴かねばわかりませ
んが、おそろく今日以後のものは過
年度収入になつてくるのであらうと思
つてあります。私はこの政治的な考
え方については、すでに委員会が承認
したのでありますから、今さらとか
く申しませんが、実施の面について
ささか申し上げてみたいと思つてあ
ります。それはタバコが最も國民生活

に私も聞いております。図面等に
おいて交通の關係を見ましても、その
点は從來よりもよほど改善されるのじ
やなからうかと考へておりますので、
國費多端の際でもありまして、しばら
く鳥山においても御辛抱を願ひまし
て、現在のところ氏家で用をすまして
いただくようにするほか、なからうと
考へておる次第でございます。

の手近な問題でありまして、私どもが現在の新生あるいはビース等の自由販賣價格を承認いたしましたのは、嗜好品としての喫煙者に、國家財政の一半を担わせるという点で承認をしたのであります。ただこれの販賣の実施にありましては、やはり物價の尺度になつたということについては、私どもにも政治的な責任あるとは考えます。しかしこれの実施にあつてやつておられるところの今の措置であります、品質はやや改善されたとは申しながら、小賣店にやや多額の新生が押しつけられておる。しかも小賣店はこれを抱合せ販賣をやる。当局は抱合せは決して強要してない、こういうことであります。要するけれども、實際にはビースと評判の悪い新生との、天降的な配給が行われておる。これがそういうふうな押しつけられたのでは、資金の運用上からいつて小賣店は負担にたえない。いきおい抱合せの販賣にならざるを得ない。あるいは配給をしたとかがどうかというように各地に問題を起した。こういうようなことになつておるのでありますけれども、この実施にあつて当局は、いさ少しく改善の方途を別に考へてはならないか。現状のまま、やはりビース、新生の振合ひをもつて、小賣店に押しつけていくとしておるのかどうか——これはすでに質問済みださうでありますから、その点は省略いたしますが、いま一つの考へ方は、これはあるいは他から出たかも知れませんが、射撃心を煽るようないき方についてでありまして、これらは少くとも事前にお諮りになつてやられることが、私は當を得たものと思ふのであります。結局不評判

を買ふような商業類似行爲、しかも射撃行爲をもつてやるといふことに對しては、私は嚴に事實事業として慎むべきであると思ふのであります。私はこの機会に、自分の所見としては、まことに当局の措置は拙劣な措置である、こう断ぜざるを得ないと思ふのであります。

○内藤委員 今後藤君が、タバコの値段は本委員会できめたというお話がありました。財政金融委員会ではタバコの値段はきめておりませんので、これだけは委員長からしかるべく訂正をお願いいたします。

○松田委員 今後藤君の質問もありましたが、当局の方でどうですか。小賣業者が五万、六万と金を借りにくる。そんな金がどうして要るのかと言つたら、タバコの割当を取らなければならぬのだが、資金がないからというので借りにくる。これはたくさんあること、事実われわれは扱つておるのです、ああいう点については何か方法は無いのですか。そんなことについて、タバコ小賣業者の資金の点についてお考えになつておるようなことがありませんか、承りたいと思ふ。

○日下部政府委員 タバコの小賣をいよいよ十一月からの急激な値上げに基くものでございます。そこでこれに對して、小賣店に對する金融といふこと、いろいろ心配いたしましたのでございますが、これに對する特別の金融方法というものを講ずる暇もございませんで、たし、とりあえず各金融機関の方に、この所要資金のある程度の融通方をお願いしておるようなわけでございませ

す。今後これの特別な金融措置につきましては、ただいま、いかなる措置を講じてよいかわからないような段階になつておりませんのでございます。

○松田委員 これはやはりわくをつくつてやる。そうしないと、このごろやみの高利貸に日歩十五銭で借りてやつてゐる状態である。十円で四千五百円月の利息を拂ねばならぬ。それではどうして小賣業者はやつていけない。ゆえにここでひとつそういう金融のわくをつくつてやれば、日歩五銭くらいで借りられるんじゃないかと思ふ。何か庶民金融機関でわくをつくつてもらわないと、高利貸のやみ金融に頼るよりはかたない。そういう事実を御参考にあつてのまゝ申し上げておきますから、御善処願ひたい。

○川合委員 ただいま議題になつております政府が發行する福引券の当せん金に對する所得税の課税の特例に關する法律案、及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件に二議案に關しましては、質疑を打ち切りました。なお午後本委員会を続行されんことを望みます。

なおこの機会に特に委員長から事務局長あるいは議長に要望せられたい点を申し上げたいのでございます、と申しますのは、この委員会の速記録が非常に遅いために、本委員会においてしばしば質問が重複するのであります。常に出席しておるならば前の質問を省略して、そして別な観点から立つ質問をなさすべきであります。出席が當時行われぬために、しばしば重複的な質問が行われ、そのためにわれわれは時間的の空費をすることが多いのであります。

す。これはやむを得ないこととはいひながら、畢竟するに、委員会の議事録の回付が遅いために、ついそういうようなことになるのであります。いろいろ、

○早稲田委員長 ただいまの川合君のお説は、議長並びに事務局長にさう傳達いたします。

○早稲田委員長 御異議はないようでありますから、さう取計らいます。暫時休憩いたします。

午後二時四十分開議

○早稲田委員長 會議を開きます。

復興金融庫法の一部分を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。塚田君。

○塚田委員 安定本部長官にお出でを願うようにお願いしておきましたけれども、大蔵大臣が御多忙の中から特別に出ていただいて御答弁願えるさうでありますから、大蔵大臣に代つて御意見を伺おうと思ひます。

先日來質疑を續けております復興金融庫法の改正に關し、なお二、三の

点について質疑を継続したいと存じます。本日は具体的な対策について二、三、当局がどういうふうにお考えになつてゐるかという点が伺ひたいのであります。先日來私がしばしばお尋ねいたしましたところで、大蔵大臣も一部お認めになりましたように、復興金融庫法の融資といふものは、名前は融資であつても、實質的には非常に助成の性質のものが多いのであります。私どもも助成がいかに多いことは必ずしも考へておらぬのです。これも今日の情勢としては必要だといふことは認めるのであります。もしこれが助成といふような性質のものになりがちだといふことであれば、当委員会においてこの増資審議をいたします場合に、もう少し踏みこんだ具体的な問題についてまで審議をしていただくでなければ、國會の審議としては非常に手落ちになるのではないかと、この感じをもつておるのであります。そこで今まで、實際の審議の場合には、たいていごく大ざっぱに、これだけの資金が、これだけの來るべき期間に要するからといふことで、われわれも承して出しておつたのでありますけれども、今回の審議から、今度出ておられます二百億の増資が、來るべき三箇月にどういう事業についてどれだけ、そしてその根拠はどこにあるのか、さらに、一歩踏みこんで、殊にそのうちの金額の相当大きなものについては、大体こういう會社に、このくらの金がいけるのだといふようなことまで御説明が願える準備があるかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○北村國務大臣 ただいまの御質問もつとも存じます。復金が大部分助

成的なものというようにもとれるとお話があつたのでありますけれども、必ずしも私はそうじゃないと思うのです。それから助成という言葉の意味にもよりますけれども、これは今のところ避けておきますが、やむを得ざる赤字金融がある。これは價格改訂までの暫定的なものであり、それを融資することに於いて、いわゆる助成という言葉を使えば助成しておるのであります。これは価格改訂がされた場合には回収可能なものである。長期性のものであるとか、あるいは回轉率が非常に鈍いとかいうことは、復金そのもののあり方から考えてやむを得ないと思うのです。その点は復金の特殊の性格に鑑みて、—それだからむろんいというわけではない。過日來御答弁申し上げましたように、いろ／＼の面に改善すべき点は認めておりますけれども、その点は特に御了承願ひたい。

それから、この復金の問題は、主として回収がうまくいくか、あるいはいきつつあるかということにあると思うのであります。これについては事務局の方面の試案で、あるいはお手許にまわしておるかと思ひますけれども、監察員制度のようなものをもち、ある期間毎に監察をした結果を具体的に報告するといふようなことが勵行されてくると、改善が行われるのじやないかといふように考えるのであります。それから今回の二百億の配分でありまして、これはわくがきまつておると思うのです。たとえば農林関係とか、商工関係とか、いふ意味のわくがきまつておると思うのでありますけれども、今ここで具体的に借主の氏名まであげて申し上げるほど、具体的になつていな

いのじやないかと思うのであります。これはなお政府委員より、補足して答弁を申し上げます。

○愛知政府委員 復金の融資の計画につきましては、お手許に配付してお入りの予想を掲げてあるわけでございまして、その貸出の百八十七億の内容につきましては、これを大きく一般産業と公園にわけまして、業態別に見積りをつくつておられます。その区分けお申上げますならば、たとえば工業において紡績工業、金属工業等といった程度の業種の計画がございまして、これはもう前から申し上げておられますように、一面において予算の分取りのなからぬようにということもございするもので、この資金計画を立てます場合には、もちろん関係各省その他業界の意向をも勘案いたしまして、その積算の根拠になりましたものが、相当詳細につくつてございします。そのつくりました資金計画に拘束されず、各会社の局が十分審査して行つていふようなことにならざるうと思ひます。

○塚田委員 ただいま大蔵大臣の御答弁の中で、助成という言葉が私の質問が強く響いたといふことで、先日の御発言の趣旨を補足して、それほど助成といふものだとお考えでないかといふ御答弁があつた。これは見解の相違にお考えになつておるのであれば、それとも一向差支えないのであります。ただ私から申し上げますならば、復金の融資の仕方の、少くとも過去一年の実績を見てみますならば、これは遺憾ながら助成でないかもしれないし、助

成でなければならぬとよろしいが、もう少し具体的に、何らかの納得のいく御説明がつくのでなければ、増資といふものは少くとも最後には、一年後には予算にしろをもつていかれるという、現実の事態からしても、そう簡単には御協賛申し上げるわけにはいかないと、こう考える。その観点から銀行局長から補足的に説明を承つたが、お手許には積算の資料があるのだ。しかし必ずしも貸す時には、それにだけとらわれておるのではないといふことであります。これは、一種の金融機関の資金を出すといふことを要求しておるのだといふことであつて、われ／＼も今まではその氣持で増資を承諾してきたが、ただいまの氣持においては、ただそれだけではとうてい賛成いたしかねる。お願いしたいのは、具体的なことを端的に申上げますが、もし積算の御資料があるならば、それを見せていただきたい。しかし私は想像するのには、そういうような積算の資料の中に、必ず具体的に今度の金のうち、こういうものはどれ／＼のどういふ会社にとりやうな、ある程度もうすべに申込みを交付しておられて、この期間中にやらなければならぬといふものがあるかと私は考へる。そういうものもぜひ併せて公表していただくかなくては、審議が進まぬように考える。政府はそれに應じていただける御意があるかどうか。

○愛知政府委員 ただいまの資料でございしますが、これは差上げる用意はできております。ただお断りしておきたいのは、これは資金の計画の基礎になつたものでありまして、復金の当局といたしまして、これが一種の権利にな

るといふようにお考えいただくと非常に困るのであります。これは要するに増資なり、あるいは第一、四半期の資金計画をつくりまして参考の資料でございまして、これが予算と同じように拘束を受けるとか、あるいは逆に言つて、權利として留保されておるのだといふふうにおとりにならぬようお願いしておきます。

○塚田委員 資料を出していただけるのでありますから、それは資料を頂戴した上で、また具体的な問題についてお尋ねすることにいたしました。次に御尋ねいたしたいのは、今度の二百億の数字の算出の基礎に、政府がしつ／＼近いうちに行つて御説明になつておる物價改訂という問題が、どういふようにとり入れられておるか。つまり二百億の数字の中に、物價改訂が織りこみ込みの数字であるか、さらに物價改訂があれば、当然、過去の赤字融資の回収があるわけでありまして、その回収の面において、その物價改訂をどういふように考慮に入れられてあるか、この点についてお伺ひいたします。

○北村國務大臣 今回の二百億の増資の中には物價改訂は織りこんでおりません。資金計画として出してあります。それで物價改訂が行われました場合に、たとえば一例ですが、石炭なら石炭について行われるといふと、そのことによつて過去の石炭融資のあるものは回収されるということになります。が、今回の二百億にはそれは含んでおりません。

○塚田委員 そういうことになりますと、物價改訂が行われれば、もちろん一方においては、物價改訂によつてさ

らに増加資金を必要とする面が出てくるといふことは考えられます。それと同時に物價改訂になれば、当然現在赤字融資の狀態からいけば、これは回収されるべきものが必ず相当金額出てくるかと考へております。はたして赤字融資の全部が回収になるかどうか知りませんが、そうすると、回収されて新しく復金に融資の余力といふものが出てくる。その余力をどういふように御活用されるか。今は物價改訂といふものは考へておらぬといふことであつたのでありますから、おそらく物價改訂によつて回収される資金といふものは、来るべき四半期には、新しい貸出しには御流用になるということとは全然ない。

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

も、新しい回収予定といふものは四億なんほしかはいつておりませんから、おそらくないものでありまして、國會といたしまして、必要な資金は全部増資にお取りになつて、回収されたものをまたそれにプラスして使つてしまわれるといふことは困る、こういうふうに考へる。従つて私も希望いたしますのは、今度の二百億が物價改訂を考慮しない数字であるといふのならば、回収された金は少くとも来るべき第一、四半期においては、これは新しい資金に流用されるということとは困る、こういうふうに考へますか。

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

○北村國務大臣 物價改訂がまだいつやるか、どの程度やるか、あるいはいかなる種類でやるかといふことはきまつておりませんので、従つて今の復金の資金計画の中にそれを予想して、それだけ回収ができるということは今立てておりません。けれども、そういう

ことが問題に上れば、早速そういう計画を立てねばならぬと思ひます。それから回収があつた場合に、これをどうするかという問題なのでありますけれども、これはやはり復金の委員会その他を通じて、従つてそういう新たな増資にかえて、その資金がそれの機関を通じて運轉するということもあるのであります。復金債の期限到達のものを償還にあてるということもあるであらうが、それらのことは大體復金金庫の委員会を通じて、大蔵省の監督の下に行う今までのいき方はそういういき方をしておると思ひます。今後多分そういうことになつて考へます。

○塚田委員 どうもその点が私どもの希望する点と政府側のお考へになつておる点と合致した点なのであります。結局大臣のお考へは、今までやつてきたのだし、その通りある程度は復金に任せてくれ、こういうことであるやうであります。どうもしかし今までの復金の金の使われ方からいけばそれは困る。この調子でいけば、復金金庫というものが、結局日本の金融の大半を握つてしまふことになつて、日本の金融政策というものは、非常にゆがめられた形になる。私どもはできるだけ復興金融金庫を通じての融資といふものは制限したいのであります。それがやむを得ざる状態においてふくれていくのならば、そのやむを得ない状態といふことが、よく國民の立場から納得できるのでなければ困るのであります。今までのやうないき方で、どん／＼進めていきやうに思ひやうな状態には、どうも進めていただきたくない。こういうふうに考へるのであります。

あります。この点何かひとつ政府側においてくふうを講じて、ほんとうに國民が納得して疑惑の念をもたずに、なるほど復金が相当大きなものになつて困るが、しかしやむを得ないということをや、納得できるようにしていただかなければ困ると思ひます。

○北村國務大臣 これはきつめてごもつともな御質問でありまして、私は二つにわけて考へたいと思ひます。復金のあり方について検討し、いろいろ回収について、あるいは貸出しの嚴選について、その他の運営上の確実を期するといふ点において方策を講ずる、それからそれはそれとして、一應復金はやや変態な金融機関であるが、金融機関に違ひないのでありますから、これはやはり資金として回収したものは、これをできるだけ有効に回轉さすといふやうな面に使うといふことは、これは金融機関の一つのあり方でございます。それが今までの復金といふものには、問題があつた。従つてそういうことがあるから、回収したものは回収したもので、別個に処理すべきではないかといふ御意見だと思ひるのであります。しかし、いやくも一つの金融機関であるから、回収したものはその機構の改組していくといふことが、さういふやうなことが、これはやむを得ないのじやないか。但しこれもどうしてもさうあらねばならぬといふやうな問題ではあります。今までの、ここにおのずから研究の余地はあると思ひますけれども、私一個の私見としては、これはやはり金融機関であるから、回収したものを別個に処理すると

いうことは、さういふ困難ではないか、さういふやうに考へておられます。

○塚田委員 どうしても根本的な考へ方の違ひがありますので、納得いたしかねるのではありませんが、同じことをどこまで繰返しても同じことではありますから、そこで次の問題に移つていきたいと思います。もし政府側のようにお考へになるならば、この際復興金融庫法というものを改正して、復興金融庫の資金を調達するやり方をかえていかれたらどうか。つまり必要な資金はいつでも増資々々という形でやつていくのでなしに、ある程度で政府の増資といふものは打切つて、その上でその資本の何倍かの復興金融債券を出せるというようにして、そこで資金を仰がれる。さういふことであります。と、過去の興業銀行と同じやうな形になりますから、さういたしますならば、そこにおのずから復金自体に、多少なり採算當利といふやうなものも持つ、またあまり野放図なこととはしてられないといふ氣持も出てきて、回収した金はまた新しく使うといふことに、さういふお考へとマツチして、さういふやうな政府側のお考へであるならば、復金のさういふやうな機構に改組していくといふことが、いいのじやないか、さういふやうに考へるのですが、さういふ点については大蔵大臣のお考へは、いかがですか。

を振向けていかなければならぬといふに考へておられます。その点については、時期的に少し問題があると思ひますが、復金のあり方としてはさういふ方向へもつていかなければならぬ。さういふやうに私は考へておられます。

○早稲田委員長 次に政府が発行する福利券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律案に対する質疑は午前中で終了いたしましたので、これより討論採決に入りたいと思ひます。

○川合委員 社会党といつたしましては、討論を省略して至急採決にはいらんことを望みます。

○早稲田委員長 川合君のお説のごとき、討論を省略してただちに採決いたしました。御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議がないやうでありますから、採決いたします。本案に御賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○早稲田委員長 起立議員、本案は原案の通り可決確定いたしました。

○早稲田委員長 次は地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めの件につきまして、御審議をいたしたいと存じます。本案は午前中に質疑を終了いたしましたので、これより討論採決に入りたいと思ひますが、いかがですか。

○塚田委員 実は矢板に税務署をおきたいといふ現地の陳情があることを、先ほどから申し上げたのであります。が、その後いろいろ聞いてみますと、矢板には昔税務署があつたのであります。

す。さうしてこれを閉鎖するときに、今度税務署をつくる必要があるときには、矢板につくるということを政府當局が御言明になつたといふことが、今度矢板の連中がしきりに矢板へ税務署を置いてもらいたいといふ主張の、大きな根拠であるといふことを私は新しく承知したのであります。當時の言明がどうあつても、新しくつくる場合には、客觀情勢を考慮してどこに置くかといふことを、適正に判斷されて置かれる場所をおきめることは結構であります。が、たださういふやうな言明を輕々に與えておくと、今後さういふことのないやうに、嚴に御監督、御注意を願つておきたいと存じます。

○平田政府委員 御趣旨の点はよく承知いたしました。十分注意することになります。今のやうなことがあつたかどうかにつきましては、私どもはつきり承知していませんので、もしあつたならば十分注意するといふ意味で御了解をお願いしたいと思います。

○川合委員 本案に關しましては、塚田委員その他からも述べられた通り、現地におきましては多少見解の相違があるやうであります。しかし政府當局におかれましては、慎重なる態度をもつて新税務署の設定を検討されるやうに思ひますので、多少地方的にはあるいは不満な町もあるかも知れませんが、われ／＼としましては、政府當局が万全の処置を講じたものとして賛成したいと思ふのであります。これまた討論を省略されて至急採決せられんことを願ひます。

○早稲田委員長 川合君の動議のごとき、討論を省略いたしました。承認を

與うるに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議はないようでありますので、本件は承認を與うべきものであると決定いたします。

○早稲田委員長 次は証券取引法を改正する法律案に対する質疑であります。が、質疑を打ち切りました差支えありませんか。

○石原(登)委員 証券取引所の定款であります。この定款の決定は、各証券取引所で個々に勝手に決めるのであります。それとも政府において一應のひな形を示して、それによつて定款を作成するものであるか、その点だけを確認しておきたいと思ひます。

○阪田(純)政府委員 証券取引所の設立にあたりまして、定款その他の業務規程をつくることに相なりますが、今般の法律全般をいたしましては、いわば経済民主化の線に沿ひまして、各取引所におきまして自治的につくることに相なりますが、これにつきましては証券取引委員会に届け出ることになつております。それが一般の投資家の保護あるいは公益に反するといった場合におきましては、これに變更を命ずるということになつております。法制上はそういう建前になつておる次第であります。ただ實際問題といたしまして各取引所それらの事情はございまして、証券取引所というものは御承知の通り同時に一般性もございまして、東京におきましてはすでにその点で証券取引所設立準備委員会が研究を進めておる次第であります。實際の点といたしましては、私どもと連絡をいたしまして、その間に支障のないようにしてい

きたい、こういう考え方をしております。

○石原(登)委員 それからもう一点お尋ねしたいと思ひます。証券取引所の役員それから証券業協会の役員、この両者が兼務することはいけなからいような規定がないのであります。が、このことは將來業務を執行していく上、いろいろな紛争を來すのではないか、かように思はれますが、これを禁止する規定を明確にされる御意思はありませんか。

○阪田(純)政府委員 取引所につきましても、その役員は会員の選任にかかるとあります。証券業協会におきましても、その役員は協会の選任にかかるとあります。こういうことに相なるのであります。この兼務を禁止したとらうかという御説のように拜承いたします。その点につきましては問題はない、そういう場合に、いわゆる民主的に物が行はれない、あるいは幹部の専横を來す、こういうことに相なる次第であります。それらの役員を選任につきましては、それらの規定によりまして民主的にこれを定め得るものであります。法律におきましてこれを禁止する條項をおきません。でも、取引所を構成いたします会員、あるいは証券業協会を構成いたします協会の自覚と自律によりまして、弊害を生ずるようなことはないのではなからうか、こう考へております。

○田中(綱)委員 本法案についてひとつ銀行局長に伺つておきたいことがあつてあります。それはすでに同僚委員諸君から質問されたことだと思ひますが、本法律の考へる基礎になつております銀行信託業務と証券業

務をわけるといふ建前は、これを日本の証券業界の事情から見まして、また現在の信託会社が相当証券業界にその業務をもつておるといふ關係から見まして、必ずしもアメリカのような先進國の業態をそのまま移すことはどうかと考へられるのであります。信託銀行業務と証券業務との建前をくずさないという意味において、この改正法律案を了承するのでございしますが、ただ一つ、この法案によりまして、信託会社は有價証券の賣買の代理業務が営み得ないことになりまして、その業務範囲が著しく狭められることになると思ひます。今後新たに金融業法というふうなものを制定されるように聞かれますが、その場合に信託会社が銀行業務を経営することを希望する場合に、その經營を認められるかどうか、この点について銀行局長の意向を質しておきたいと思ひるのであります。

○愛知政府委員 ただいまのお尋ねに對しましてお答えいたしますのであります。まず前段にお述べになりましたやうな点につきましては、私ども銀行、信託等の行政に従前から關與しております者としては、非常に御同感に思ひます。点が多いのであります。この際証券取引法の改正につきましては、相當理想的に諸外國のやり方等を参酌いたしまして、この際新しい境地を開いていこうというところでお出されたいと思ひます。關係上、ある程度銀行、信託等においても、今後忍ぶべきところは忍ばねばならぬといふ点も、やむを得ないことだと思へるわけでありまして、それから金融業法の問題でございするが、これは政府におきまして、事

務的に廣汎にわたり現在立案中であります。一部その草案のできたもの等につきましては、關係方面との折衝も開かれつつあるやうな状況であります。さういふ關係でありますので、私といたしまして、今日はつきりとしたところを、當局を代表して申し上げることは、いささか早計かと思ひます。ありますが、現在私として考へておりますところは、金融業法におきましては、信託会社が銀行業務の希望がある場合におきましては、その兼營を認めるということと立案したいと思ひます。さういふ場合におきましては、この証券取引法案の第六十五條の第一項但書前段におきまして、銀行とひとしく顧客からの注文によりまして、有價証券の賣買の代理業務ができることとなる、かういふやうに考へております。

○早稲田委員長 質疑を打ち切りました御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議はないようでありますから、これより討論に入ります。川合君。

○川合委員 私はまず先に社会党を代表いたしました。一部修正する部分を除きまして本案に賛成するものであります。本案は証券界の民主化をそのねらいとし、併せて廣義の金融機關の分野を確定し、もつて本邦における金融機關の健全なる發達を、その目的とするといふやうに私は理解しておりますが、これに伴ひまして私たちは、近く予想せられるところの外資の導入、それと密接な關係にあるところの取引所の再開といふやうなことが、至急實現に移さ

れなければならぬといふやうに思つておるわけでありまして、それと同時に最近におきまして証券界が一段と活況を呈してまいつたといふことは、とりもなおさず証券民主化の現われではないかといふやうに理解しておるのであります。そういう際に本案が提出され、これが立法化されるということは、きわめて好ましいものといふことに理解するわけでありまして。

以上社会党を代表しての賛成意見であります。なおこの法律案中一部われわれといたしまして不備の事項を發見いたしましたので、これは各派の共同提案といたしまして、一部の修正意見を提出したいと思ひます。すなわち第六十五條第一項但書中「投資の目的を以て」の下に「又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において」の字句を加へたい。かういふやうなものであります。これは質疑の際に各委員からいろいろ希望的な意見もあつたやうに、信託業務が非常に縮小される。そのためには若干の経過規定はあるにはありますけれども、われわれは信託業務が急激に縮小されるということを恐れますので、今申し上げたやうな字句を挿入いたしまして、

そうしてこの法の不備を是正したい、かういふ考へるものであります。なおこれは各派の共同提案といふことになつておりますので、これも御了承願ひたいと思ひます。以上をもちまして私の修正意見及び修正意見を除く部分の賛成意見を申し上げます。

○石原(登)委員 証券業の民主化のために本法の制定をなすことは、私どもも趣旨はきわめて賛成であります。しかしながら本法は非常に大部にわたる

ものでありまして、なおその運営のよろしきを得るか否かによつては、非常にこれが証券業界に及ぼす影響が重大であると思つております。こういう点については政府はその処理に万全を期する旨を明らかにされておるのであります。それがなか／＼容易でない、かように考へておりますから、今後これが運営については十二分の監督を行つてもらつて、少くとも一般大衆がこの法の運営の誤謬に基づくところの非常な損害、あるいは迷惑をこうむることのないように、特に嚴重に監督を行つていただきたい。このことを強く要望いたします。ただいまの修正意見に賛成をいたし、民主自由党を代表いたしましたして本案に賛成をいたす次第であります。

○中曾根委員 私は民主党を代表いたしましたして、ただいまの修正案並びに修正案を除いた原案に賛成をするものであります。

本案は証券界の民主化に役立つことすこぶ多く、わが國の今後の経済界の望ましい状態と正に適合すべき証券新立法であると考えます。ただ政府当局に特にお願い申し上げておきたいことは、アメリカ的な証券取引法の運用において、わが國民が習熟することが不徹底である場合においては、いろいろな摩擦あるいは好ましからぬことが起る。そういうことが危惧されるのであります。こういう点についてはその運用について、深甚の御配慮を煩わしたいとお願ひいたす次第であります。

○早稲田委員長 討論は終局いたしました。まず川合委員提出にかかる各派共同

提案の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

【総員起立】

○早稲田委員長 起立総員。よつて本修正案は可決されました。

次に本修正案の修訂部分を除いた原案に御賛成の諸君の起立をお願いします。

【総員起立】

○早稲田委員長 起立総員。よつて本修正案は修正議決せられました。暫時休憩いたします。

午後三時十九分休憩

午後四時四十七分開議

○早稲田委員長 休憩前に引續いて會議を開きます。

復興金融庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を繼續いたします。

○塚田委員 先ほどに引續きましてなお二、三の点についてお尋ねいたしました。この復興金融庫法の運営のしかたでは、私は最初に資金をきめる場合において、もう少し慎重審議が必要だといふことは、先ほど申し上げた通りであります。それと同時に貸出をいたしましたあの金、どういふように使われておるかという状況が、國會の立場からは非常に監査のしにくいような機構に現在なつておるのであります。ただいまの小委員会を設けまして、いろいろやつておりますけれども、非常に期日が遅れて、あとになつて古いものを調べておつては、なかなかうまくいかないし、そこで今後はその時々において、当面の問題が、もつと徹底的に監査ができるような機構が、國會も參與できる形に置いてほしいといふことは、私もふだん考へておつたのであります。それに対して政府が今腹案としておもちになつておられる機構の中に、復興金融監察委員会というやうなものを設けようかという御腹案があるというように聞いておるのであります。その点について政府の御意見を伺いたいと思ひます。

○北村國務大臣 これは午前中にもやや詳しく申し上げたつもりであります。が、現在の復金については、事後の監理、事後の監督、並びに回収に関する点、少くとも非常に改善を要する点の、重大な一つであるというように考へておるのであります。それでこれを一体どうしたいかという点については、いろいろ考へ方はあると思ひますけれども、ほんの事務当局の一試案にすぎないものをここでこひろう申し上げて、たとえばこういうことも考へておる。——これは私も大体同感であります。——これもやつたらどうかというやうな、一試案にすぎませんけれども、これが一應こひろう申し上げて、これについて御検討を願うということも一つの方法ではないか。こういうやうに考へますから、銀行局長よりそのことを申し上げることにいたします。

○愛知政府委員 ただいま大臣からも御説明いたしましたのであります。これは私も一試案であります。先般申し上げましたように政策協定でも取上げられておる問題でありますので、私もどしどし進んで率直に申し上げます。むしろ遠慮しておつたのであります。が、先般山口委員からの御質疑もございましたので、ここにほんの一試案でございまして、御配付を申し上げたやうな次第でございまして、御承知のやうに復興金融委員会でございますが、復興金融委員会は、設立の当初においては、当時の兩院議員の方々に御参加を願つておつたのであります。その後立法院、行政府の区別というやうなことから、國會議員の方々はお退きになりまして、爾後こういう形において國會議員の御参加を求めることが困難になつておつたのであります。監査の問題につきましても、あらためて特別に法律をもつて当初から國會議員を中軸とする監査をはかりましたために、委員会を設けていただくことにしていただいたらいかがかと考へておるわけでありまして、なおこの構成その他については、十分政友方面で政治的に考へていただかして、それによりまして、あるいは政府側の提案が適當であるのかどうか問題であると思つたのであります。ここに書きましたやうな意味のものが、何らかの形で早急に発足していただくことを適當と考へておるわけでありまして、なおまた復興金融委員会自体についても、でき得るなら國會と何らかの形でつながりをつけていただくことが適當ではないかと考へておるわけでありまして。

○塚田委員 御説明を承りました。次に第三点は、結局貸出したあとの回収をどういふやうにするのか。少くとも金融で金を貸してやつた以上は、當然回収するといふ問題が、非常に重要視されなければならぬと考へる。殊に今日のように絶えず新しい資金の需要が出てくる場合においては、相當過去において貸出したもので、当初の目的を達しておると考へられるものは、當然回収して、新しい需要の一部にまわして、そうして新しい増資をできるだけ少くすることが必要だと考へる。ところが先般來私が小委員会におきまして、いろいろ調べました幾多の例におきましては、遺憾ながら、貸出しの面における努力が、非常に鈍いといふやうに感ぜざるを得ない。その鈍いのは、一つはそういう面における復金内部の機構が非常に悪いのではないうが、どうもいろいろあちへ行つて調べたうあいにありますと、貸出しをやるときは、形の上では非常に慎重に、融資懇談会、復興金融委員会、監事会といふやうに嚴重にやつておられますが、一旦貸したものを、期限が來て回収するかどうかという判断が、非常に事務的に、簡単に、担当行員の意見によりつて、あとは書類を持ちまわつて、言判を押して、する／＼になつていく面が多分にある。これではいかぬのであります。政府も御承知のやうに、今日では租税も非常に過重になつております。その過重な租税を裁減処分をまずし、強制執行までして取立てようとしておるのに、貸した当初においては、この金はいつたから、この金は返すのだといふので貸してあるにもかかわらず、回収期日がきて、その金を回収しておらないといふことは、少くとも復興金融庫の融資政策から離れておると考へられます。この際復興金融庫の内部に、何かそういうものをもう少し慎重に審議する機関を別個にお考へ願つて、そうして貸出しを眞剣に回収していただく。そういうことになりますと、自然またその反響をいたしまして、世間のいわゆる、今日、復金の金を借りれば、もらつたと同じやうなものだといふやう

な、誤まつた考え方を是正する意味において、非常に力になると考える。そういうような何かの機関を設けていたく意思がないかどうか。それと併せて、先般来しきりに指摘しているように、来るべき四半期における政府の回収予定があまりに少な過ぎるに失している。現在いろいろ頂戴した資料によつて見ても、公團資金を除いても運轉資金が百七十億出ている。百七十億も貸して、貸出してから一年も経つていゝものがあつたに、来るべき四半期には四億くらいしか回収できないというこゝとは納得できないのでありまして、この際もう少し努力したならば、来るべき四半期にはどのくらい回収できるかという目標も立てていただけないか。これらの二点について伺ひたい。

○北村國務大臣 問題になる点は復金の回収の点でありまして、御指摘の通りであります。この点については、現在の機構において回収をもつと滑らかにやるために、たとえば、それを専門とする一つの部署を設けるといふようなことも考えられる点の一つであります。これはほんの試案でありますけれども、監察委員会というやうなものが適當な活動をする点になると、これまた事後の管理、事後の監督ともな、回収の上にも相當な効果をあげるのではないかと考えるのであります。回収率が非常に悪いといふことは御指摘の通りであります。同時に復金のもつ特別な性格から、回収してしまつてはあとで困るという場合がむしろ起ると思ひます。それで、これは経済の復興、産業の復興という点が基点でありまして、健康にして所期の目的に何つ

ている場合には、回収を緩めなければならぬ場合も起り得ると思ふのであります。また、全体的としてみて御指摘の通り非常に回収が悪いといふのでありますから、この点現在の復金においては一番努力しなければならぬと思ふのであります。この点については塚田委員と全然同意であります。またこれをやれば必ずやういふ効果があるといふ、非常に具体的な案もございませぬけれども、回収のことを専門とする一つの部署を設けて、そういうやうなところで遲滞した回収等を、どんな整理することを事務的にやらす。一面において監察委員会等の活動を通じて、事後の監督とともに、回収に一層の努力をして、妥當なる回収をどんどんやれば今よりよくなると思ひます。それからこれは昨日申し上げたやうに思ひますが、私は銀行制度そのものに疑問をもつ。どうも回収の困難な一つの理由は、動いてる企業体の動的なものを把握することができないやうになつてゐる。表の上ではちゃんと數字に現れるけれども、實際を把握することが困難である。これは與信ともにも受入業務を併せ行わないとやうに思ひます。

○愛知府委員 ただいまの資料の御要求でございますが、非常に大部にわたるものもあるかと思ひますので、ただいま簡単に申し上げます。融資の計画につきましては、すでに一應の基本的な資料は差上げてゐるわけでありまして、なお御希望に應じまして、できるだけ限りのものを差上げたいと思ひます。それから回収につきましては、御指摘の通り非常に大事を踏んで計算いたしておりますので、一應四億五千万円という数字が上つてゐるものであります。ただいま石炭関係の補給金が六月までに現実に交付を得ますならば、二十二、三億のものが補給金として交付を受け得ることになつております。それからただいま大臣からお話がありましたが一應建前としては今期に期限のまいるものにつぎましては十分調べまして、建前としてはこれを徹底的に回収をする。なお事後の経済の運行を阻害しないやうに十分審査いたしまして、新たに手形の切替その他を考へるといふことにいたしました。ただのんべんだらりと、事務的に期限が来ても、またそれを更改して続けるというこゝは、あるいは過去においてやういふ例があつたかとも思ふのであります。これは厳に是正するといふことにいたしたいと思ひます。

それから回収の問題でございますが、現在融資部の中の御承知の管理課をやつております。この管理課を部に昇格すること、その他早速考へたいと思つております。ただ實際問題として御承知のやうに人員が不足でございまして、それからまた市中銀行等にも大いに呼びかけて協力を仰いでおるのでもありますが、何ぶんやういふ特殊な機関でございまして、なかゝ實際問題としていい人を得ることが困難でございまして、なおこれらの点については、十分努力を續けていきたいと思ひます。

○塚田委員 なおこの際お願いしておきたいのは、先ほど事務当局にも私的に私は申し上げたのでありますけれども、資本をきめるときには、いろいろな事情でこまかいことがそのときにはわからなかつたといふのであります。それから、ある程度の御説明、参考資料を出していただいて、これは納得するといふたしまして、復興金融庫が融資をいゝる審議されまゝ段階におきまして、現在どういふやうな事業にどれくらいの融資の計画があるといふこと、何らかの資料を委員会に頂戴できるといふことになれば、非常に私どもも好都合であり、そうすれば適當の時期に、適當な融資先についての審議も、必要があれば國會の立場から申していただくことができるやうになつてくるか。この点御答弁をお伺ひしたいと思ひます。

○愛知府委員 ただいまの問題につきましては、私も同様に思ひまして、監事会並びに委員会におきまして、審議の議題並びにそれに対する参考資料等は、今後小委員の方々に、委員会あるいは監事会に付議いたしますと同時に御発議いたしまして、御参考に供したいと思ひます。監事会の扱いますものは三百万円以上でございまして、三百万円以上の議案につきましては、これは法的な基礎とか、決議権といふことはただいまのところはございせんが、何らかの御参考に、當時復金の状態を把握していただきますために、御参考に御配付申し上げたいと思つております。随時その途中におきまして委員各位の御意見を承ることができますれば、復金當局あるいはわれわれとして承知しないやうな事情につきましても、お教へいただくことが

できると思ひますし、事前に御注意いただくこともできますが、この点は復金と技術的に打合せをいたしますので、多少の時日がかるかと思ひますが、今月末くらいから、委員会、監事会の書類を小委員の方に御配付申し上げますと思ひます。

○塚田委員 御了解がいただけたやうで、まことにありがたいと思ひます。以上で大体私が尋ねたいといふと考えておつた点は申し上げ得たわけでありまして、ただ心残り、今度の二百億がどういふやうに出たかといふことが納得できる資料がいただければ、今日その審議ができないといふことは非常に残念であります。他の諸氏もすでに御了解のやうであるし、融資そのものは時期的にも大分迫つておるやうでありますので、今回は一應審議を打ち切りたいと思ひますが、なお私は堂に帰つて語るべき筋がございまして、そのやうに御計らいいただきたく、私の方では考へております。

○佐藤委員 復金の融資につきましてはいろいろ議論もあつますが、どの点まで一体やういふ増資が続くものか、もし大蔵大臣に見透しがつきましたならば意見をお漏らししたいと思ひます。

○北村國務大臣 ちよつと見透しといつて今のところ困難であります。これは塚田委員から御指摘になつておるやうに、回収がうまくいつて、回轉速度が早くなつてくると、増資によらずして、方法はいろいろありましようけれども、回轉したもので運用ができれば、今のところ回轉率がきつめて悪いために増資の形式をとらなければならぬといふことになつておりますが、こ

これは今後の生産、それから安本で取扱つております物價計画等とにらみ合わせて考えなければならぬので、今見送しをちよつと簡単に申し上げることは困難であります。必要があればあとからでも差上げてよろしくございませう。

○佐藤(親)委員 いろいろ問題はありますけれども、復金のインフレということもいろいろ議論されるところでありますから、できるだけ政府の資金を出さないように御留意願いたいと思ひます。希望意見として申し上げます。

○川合委員 本案に關しましては未だ論議の余地があるやに伺ひますが、諸般の情勢に鑑みまして、この辺をもつて質疑を打ち切り、一應休憩にはいられんことを望みます。

○塚田委員 だいたひ質疑の打ち切りの動議が出たのでありますが、自分としては覺へ詰つてまだどういふような意見が出てきて、さらに伺ひなければならぬ点があるかもしれせんので、その点だけは一應留保をお願いしたいと存じます。

○早稻田委員長 暫時休憩いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 暫時休憩いたしませう。

午後五時七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔參照〕

政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的

專賣局で販賣中の新生は賣行状況が悪く所期の益金に對して巨額の不足が予想されたので、その賣行促進を図るため、政府においては、二月以降の購入者に対し福引券を発行し、その当せん者には特等百万円を始め相當の賞金を出すこととしたのである。然しながらこの当せん金について、若し所得税が課されることになるや賞金の魅力は著しく減ぜられるので、現在実施されている宝くじと同様、この新生の福引券に對する當せん金に對しても所得税を課さないこととしたとするとするものである。

二、本案の可決理由

製造煙草の賣上を増進し、專賣益金の確保を図るため、專賣局が、昭和二十三年四月一日から同年五月十五日までの間において、發行する福引券の當せん金につき所得税を課さないこととする必要がある。以上の理由により本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月二日

財政及び金融委員 早稻田柳右二門
衆議院議長 松岡駒吉殿

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、稅務署の増設に關し承認を求むる物件

〔内閣提出〕に關する報告書

一、本件の要旨及び目的
東京財務局管下栃木縣大田原稅務署は本州屈指の廣汎な管轄區域

〔二、九二七平方町〕を擁するのみならず、管内の課稅物件もまた少くないのであつて、本年度の租稅收入は三億七千七百餘万円に上る狀況である。

然るに本年新たに採用された所得稅の申告納稅制度の實施狀況に顧みると、かかる廣汎な管轄區域を擁することは課稅の適正を図る上においても又納稅者の立場からいつても極めて不便であるので、この際これを分割し、新たに氏家町に稅務署を設置することが必要と認められ本件が提出された次第である。

二、本件の承認理由

徵稅事務の敏捷、簡易化を図るため本案は當を得たるものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月二日

財政及び金融委員 早稻田柳右二門
衆議院議長 松岡駒吉殿

証券取引法を改正する法律案

〔内閣提出〕に關する報告書

一、本案の要旨及び特色
現行証券取引法は、昨年三月公布せられ、その後同法中証券取引委員會に關する規定の施行を見たのみでその他の部分は未施行であつたところ、今般証券取引委員會の権限の強化、証券業者及び証券取引所の免許制度の廃止その他法律の全般に亘り改正を行うとともに、從來政令を以て規定する予定であつた施行規則の大部分を法律

中に取り入れることとした。

改正の主なる点を挙げれば、

〔一〕 有價証券の募集又は賣出に關して、現行法においては、株式又は社債の發行に際しすべて届出を必要としたのを改めて、公衆に對し募集又は賣出をするものにこれを限定した。

〔二〕 証券業者及び証券取引所設立の免許制度を廃して、証券取引委員會に登録する制度とし、登録については要件充足主義とした。なお、新に証券業協會についても登録制度を設けた。

〔三〕 証券業者の純資本額について、その最低額を定めないうちに改めるとともに、負債が純資本額の二十倍の限度において証券取引委員會が定める率を超えてはならないものとした。

〔四〕 証券業者が有價証券の賣買その他の取引についてその顧客に供與することができる信用の額は、当該取引額に對し五五%を超えない範圍において大藏大臣の定める率を超えてはならないものとした。

〔五〕 銀行、信託会社等の金融機関は証券業を営むことができないこととした。但し、改正法律施行後六箇月間は從來通り証券業を営むことができるものとした。

〔六〕 証券取引所の設立地區制度を廢止した。

〔七〕 証券業者又は証券取引所の會員の行方賣買その他の取引について、相場操縦、過当投機等を取締る詳細な規定を設けた。

〔八〕 証券取引委員會は大藏大臣の所轄に屬するが、その組織及び権限は大体公正取引委員會に準ずるものとし、本法の施行に關し規則を制定することができるとした。

〔九〕 会社の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が一定の條件のもとに当該会社の株式を賣買して得た利益を会社に提供せしめる制度を設けた。

〔十〕 罰則を強化した。

二、本案の修正議決の理由
有價証券の發行及び賣買その他の取引の公正並びに流通の円滑を図るを以て、証券取引委員會の権限を強化し証券業者及び証券取引所について登録制度を採用してその民主的運営を図り、その他命令を以て規定する予定の事項を法律中に取り入れる等のため証券取引法を全面的に改正する必要がある。以上の理由により本案は大體において適切妥當なるものと認め、信託の業務が急激に縮小されることが実情に即し適當でないと思はれるので別紙の如くこれを修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月二日

財政及び金融委員 早稻田柳右二門
衆議院議長 松岡駒吉殿

証券取引法を改正する法律案を次のように修正する。

第六十五條 銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関は、第二條第八号各号に掲げる行為をなすことを営業としてはならない。但し、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有價証券の賣買をなし、又は銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て〇又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において有價証券の賣買をなすのは、この限りでない。

前項の規定は、國債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支拂について保証している社債券その他の債券については、これを適用しない。